

議案第 75 号

羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
制定について

羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、会計年度任用職員制度が創設されることから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定める必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

# 羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項並びに地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 24 条第 5 項に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第 2 条 前条の給与とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第 1 号により採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号。以下「給与条例」という。)別表第 1 の適用を受ける職員との権衡を考慮して、同表に定める職務の級の 2 級における最高の号給の給料月額を超えない範囲内において市長が規則で定めるところにより決定する。

(給与条例の準用等)

第 4 条 給与条例第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条(第 2 項、第 3 項ただし書及び第 6 項を除く。)から第 16 条まで、第 20 条及び第 23 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、市長が規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第 5 条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、職員の特務手当に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 446 号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 6 条 給与条例第 17 条(第 2 項から第 5 項までを除く。)から第 17 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずるものとして市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。)について準用する。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、給与条例第 17 条第 2 項の各号列記以外の部分に定める率を超えない範囲内において規則で定める率を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100 分の 100

(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80

(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60

(4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第 7 条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)(又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(祝日法による休日を除く。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。))である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 4 条において準用する給与条例第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第 8 条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間の勤務時間を 38.75 で除して得た数を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、第 15 条の例により算出した額とする。

3 第 1 項の「基準月額」とは、同項に規定するパートタイム会計年度任用職員の 1 週間の通常の勤務時間が羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第 2 号)第 2 条第 1 項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第 3 条の規定を適用して得た額に、当該額に給与条例第 10 条第 2 項に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第 9 条 特殊勤務手当条例第 3 条から第 10 条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の超過勤務に係る報酬)

第 10 条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、超過勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する超過勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を、超過勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えて勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 100(その勤務が午後 10 時から翌日の午前

5 時までの間である場合は、100 分の 125) を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前 2 項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務 1 時間につき、第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が 1 箇月について 60 時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前 3 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第 1 項の勤務の時間 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)

(2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100 分の 50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第 11 条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第 12 条 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 13 条 給与条例第 17 条(第 2 項から第 5 項までを除く。)から第 17 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(これに準ずるものとして市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。以下この条において同じ。)について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、1 週間の勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員については、期末手当を支給しない。

3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前 6 箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の 1 月当たりの平均額)に、給与条例第 17 条第 2 項の各号列記以外の部分に定める率を超えない範囲内において規則で定める率を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100 分の 100

(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80

(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60

(4) 3 箇月未満 100 分の 30

4 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第 14 条 報酬は、月の 1 日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。

2 時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の 1 日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの報酬額)

第 15 条 第 10 条から第 12 条までに規定する勤務 1 時間当たりの報酬額は、第 8 条第 1 項の規定により計算して得た額に 12 を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間の勤務時間に 52 を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第 16 条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条に定める勤務 1 時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算)

第 17 条 第 10 条から第 12 条までの規定により勤務 1 時間につき支給する報酬額及び前条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第 18 条 給与からの控除は、法令で認められたもののほか、次に掲げるものについて

行うことができるものとする。

(1) 市立保育園及び市立認定こども園に勤務する会計年度任用職員の給食費の額

(2) 羽曳野市職員福利厚生会の会費

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第 19 条 第 2 条から前条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長がこれらの規定により難いと特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第 20 条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第 11 条第 1 項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。ただし、市長が規則で定める場合については、この限りでない。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第 11 条第 2 項から第 6 項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第 21 条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 448 号)の例による。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 嘱託員の報酬等に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 15 号)

(2) 一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 16 号)

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの勤務に係る前項の規定による廃止前の嘱託員の報酬等に関する条例の適用を受ける職員(以下「嘱託員」という。)の報酬及び同項の規定による廃止前の一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の適用を受ける職員(以下「非常勤職員等」という。)の賃金の支給等については、施行日以後も、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日において、嘱託員又は非常勤職員等として任用されていた者に係る令和元年12月2日以降当該日までの引続いた当該職としての在職期間については、第6条第2項及び第13条第3項に規定する在職期間に通算するものとする。